



標示施設の記入上の注意

- 1 色彩は「〇〇工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- 2 「〇〇工事中」の〇〇は、道路、河川、砂防、港湾等を記入するものとする。
- 3 「〇〇(〇)第〇号」は工事番号を記入し、「〇〇〇工事」には〇〇池改修(その〇)工事、畑かん施設(その〇)工事、地すべり防止工事等の工事名を記入する。
なお、工事番号等が長い場合は、二段で記入する。
- 4 「愛媛県〇〇〇地方局農林水産振興部〇〇〇〇課」は、工事監督事務所名を記入する。
- 5 標示施設の設置箇所は、工事区間の起終点の道路の左側の路面、又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。
- 6 その他標示施設については、建設省制定の「道路工事現場における標示施設の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準(案)」に準ずるものとする。